

畑の水

ぱりみず

2023年号



宮古土地改良区
畑に水を 若人に夢を



目次

- 第34回通常総代会開催①
- 令和5年度予算②
- 令和3年度財務状況公表③
- 組合員数・見学・説明会④
- 違反使用はやめましょう⑤
- 組合員の皆様へお知らせ⑥
- 賦課金について⑦

緊急給水停止情報配信！



LINE お友達募集中



QRコードを読み取って
友だち登録しよう♪

畑の水が出ない！なぜ？

給水施設の場所を知りたい

施設の使用方法を知りたい！

こんなことはありませんか？
友だち登録して、
農業用水の最新情報を
ゲットしよう♪

第34回通常総代会開催されました

23年度予算や事業計画承認

▼第34回通常総代会の様子



令和5年3月23日、JAおきなわ宮古地区農業情報管理センター大ホールにおいて、第34回通常総代会を開催しました。始めに理事長による挨拶で、昭和62年に水なし農業からの脱却を掲げ、国営かんがい排水事業が開始されて36年が経過した。一方、一期国営かんがい排水事業で整備された施設は老朽化が激しく、再整備が望まれている。今後も組合の皆さんの利用増進と農業用水の安定供給を図るため役員一同頑張っていきたい。と述べた。

また、来賓では沖縄総合事務局宮古伊良部水利事業所長や沖縄県宮古農林水産振興センター所長より祝辞を頂きました。その後、総代89名（出席率86%）の出席のもと、議長に根間裕樹総代（第3選挙区）を選出し、承認事項3件・議案3件が上程され、原案どおり可決されました。（89名のうち書面での議決数51名）
令和5年度事業計画では、「肥料価格や飼料価格も大幅に上昇し、農家への深刻な影響が懸念されている。地下ダムからの揚水に掛かる電気料金を一層抑えるために、水利利用の指導と農家の丁寧な水利利用が必要となっている。」とし、さらに「昨年の宮古島の降水量は観測史上一位を更新したが、年間水使用量は基本水量を上回る状況」と指摘し、「施設の老朽化で破損事故が多発している。管路復旧工事、ほ場内のスプリンクラーと給水栓の補修を実施する」とした。

- 承認一 令和3年度 事業経過報告について
- 承認二 令和3年度 一般会計・特別会計 収入支出決算及び、財産目録について
- 承認三 令和4年度 一般会計収入支出補正予算について
- 議案一 令和5年度 賦課金の賦課並びに徴収方法について
- 議案二 予算科目の款の新設（案）について
- 議案三 令和5年度 事業計画、一般会計収入支出予算について

令和5年度実施事業

- ① 水利施設管理強化事業
- ② 基幹水利施設操作委託業務
- ③ 宮古伊良部農業水利事業地下水観測業務及び地下ダム観測業務
- ④ 宮古伊良部農業水利事業 地下ダム高水観測業務
- ⑤ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業
- ⑥ 土地改良施設突発事故復旧事業



▲ 祝辞の様子



▲ 祝辞の様子



▲ 理事長挨拶



▲ 議長を務める根間裕樹総代



▲ 質疑の様子

令和5年度予算

令和5年3月23日開催 通常総代会議決

一般会計

収入の部(総括)			支出の部(総括)		
款	予算額	摘要	款	予算額	摘要
土地改良事業収入	100,707	管理賦課金	土地改良事業費支出	82,880	土地改良区が行う土地改良事業の実施に要する経費
付帯事業収入	1,779	多面的機能支払活動組織業務受託料	付帯事業費支出	1,779	土地改良区が行う付帯事業の実施に要する経費
補助金等収入	66,357	国や都道府県等から受領した補助金	一般管理費支出	144,987	土地改良組織運営のために要する一般的経費(事務経費・人件費)
交付金収入	3,600	土地改良施設維持管理適正化事業交付金	土地改良事業負担金支出	44,863	国及び都道府県営土地改良事業の負担金等
寄附金収入	1		借入金返済支出	2	
業務受託料収入	71,501	土地改良区が行う受託業務における収入	支払利息	2	
雑収入	5,881	預金利息、過年度滞納金、Ⅲ型給水所利用料	固定資産取得支出	1,010	固定資産に該当する器具備品の取得に係る支出額
借入金収入	2		特定資産積立支出	4,308	積立資産を積み増すための支出額
特定資産取崩収入	2		繰越金	14,139	
特定資産運用収入	1	【新設】定期預金受取利息	予備費	1,000	承認された予算科目及び予算額が不足したときに用いる
繰越金	45,139	前年度からの繰越金			
合計	294,970		合計	294,970	



土地改良法の改正により、土地改良施設を管理するすべての土地改良区は、原則として貸借対照表の作成・公表を行うことが義務付けられました。当改良区でも、令和4年度より複式簿記方式にて会計処理を行い、より透明性の高い土地改良区事務運営を行っています。よって、複式簿記導入により特別会計を一般会計に組み入れた予算編成を行っております。

令和5年度賦課金及び徴収時期

賦課基準	年額) 2,000円 / 10a 10a当たり261m ³ から1m ³ =15円加算
徴収方法	原則) 口座振替
徴収時期	令和6年1月4日から令和6年3月31日

令和4年度 監事会 (監査) の開催と議案の概要

第1回監事会 令和4年 4月5日招集

議案第1号 総括監事の互選について

議案第2号 令和4年度 監査計画について

第2回監事会 令和4年 7月26日招集

議案第3号 令和3年度 決算監査について

議案第4号 平成3年度 決算監査講評について

第3回監事会 令和4年10月27日招集

議案第5号 令和4年度 上半期監査について

議案第6号 令和4年度 上半期監査の講評について

承認第1号 令和4年度 一般会計収入支出
補正予算の専決処分に係る承認について



▲ 監事会の様子

令和 3 年度財務状況公表

令和 4 年 3 月 2 4 日開催 第 3 3 回通常総代会において可決いたしました

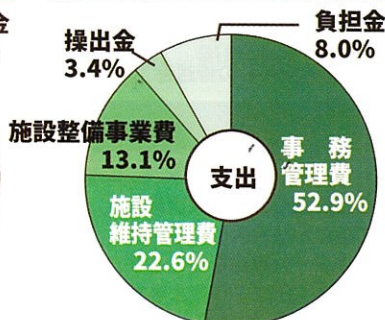
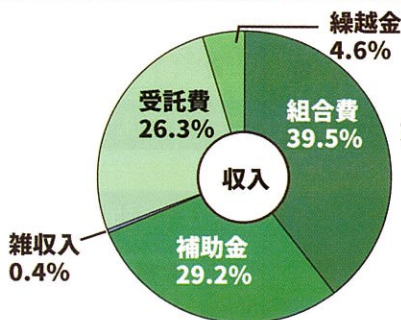
一般会計収支決算

収入の部（総括）

款	決算額(円)	構成比(%)
組合費	107,670,121	39.5
財産収入	0	0
補助金	79,662,600	29.2
寄付金	0	0
雑収入	1,098,860	0.4
区債及び借入金	0	0
受託費	71,548,697	26.3
負担金	0	0
繰越金	12,572,553	4.6
繰入金	0	0
合計	272,552,831	100.0

支出の部（総括）

款	決算額(円)	構成比(%)
事務管理費	133,186,491	52.9
施設維持管理費	57,027,432	22.6
施設整備事業費	32,860,000	13.1
営農推進費	0	0
繰出金	8,532,160	3.4
区債及び借入金	0	0
負担金	20,259,408	8.0
予備費	0	0
合計	251,865,491	100.0



収支差引翌年度繰越金
20,687,340円

特別会計

(単位：円)

会計別	収入総額	支出総額	収支差引翌年度繰越
退職給与積立金	53,212,472	20,914,245	32,298,227
財政調整基金	106,197,264	0	106,197,264
国営土地改良施設用地補償費	14,138,732	0	14,138,732
合計	173,548,468	20,914,245	139,909,323

財産目録

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在/単位：円)

資産	
流動資産	156,811,913
固定資産	7,790,689
特別会計特定預金	173,548,468
合計	338,151,070

負債・純資産	
流動負債	203,475,777
基金	106,197,264
剰余金	28,478,029
合計	338,151,070

地区面積及び組合員数

令和5年3月23日開催 第34回通常総代会において承認されました

組合員とは、土地改良法第3条及び第11条に規定する事業に参加する資格者のこと。
 当改良区は、土地改良法改正により令和3年度から准組合制導入し、土地所有なし小作者（賦課金支払有り）を准組合員としている。

令和4年3月31日現在

		平良	城辺	下地	上野	伊良部	合計
地区面積 (㎡)		24,078,787	32,218,984	13,494,822	10,445,240	14,562,147	94,799,980
組合員数 (人)	組合員	2,384	2,791	1,046	888	1,820	8,929
	准組合員	388	189	44	68	5	694
	合計	2,772	2,980	1,090	956	1,825	9,623

施設見学

日時：令和4年3月17日（金）

参加者：上野中学校（29人）

見学施設：野原岳ファームポンド



ファームポンド見学後、周辺の清掃活動を行いました






野原岳ファームポンドの有効貯水量は29,300m³

水利用説明会

去った7月13日に伊良部の魚口地区組合員対象にスプリンクラーの水利用説明会を行い、かん水ルールや散水施設の取扱いや賦課金について周知しました。



こんな使い方はいけません!   


違反使用 は 処罰対象 です

畑にあるマスのなかの自動弁配管からの取水は違反行為です



このような改造により腐食がおき、漏水事故が発生したときは、使用者の責任となり、補修費は**全額使用者負担**となります。
 また、事故発生時、通常は給水栓で止水できますが、このような改造では止水できないため、大きな範囲で断水が発生し、周りの組合員に迷惑がかかります。

メーターをとおる取水はOKです!




無届け農地等へのかん水、農業用水以外の使用は違反行為です

給水栓設置のほ場以外への使用は届け出が必要です。
 農業用水以外の使用は禁止です。



みんなで使う農業用水、
 周りに迷惑をかけないように正しく使おう!



おしらせ

コンビニ納付が可能となりました

賦課金納入方法の拡充について

かねてより組合員の皆様からご要望がありました「コンビニエンスストア納入」が令和5年度賦課金より開始いたします。
あわせてスマホアプリ納付も可能となりました。
※現金納付の方対象に賦課金通知書に同封いたします。(手数料あり)

いつでも!どこでも!
スピーディに!



ご協力をお願いします! **自宅や車に使わない
Ⅲ型給水所用メダルはありますか?**

Ⅲ型給水所用メダルの払い戻しいたします

宮古土地改良区で給水所メダルの貸出を行っていますが、在庫が不足しています。
使用せずに保管している方は、返却にご協力下さい。 ※但し、組合員に限ります。
土地改良区事務所で払い戻しいたします。



あった!

使わないメダル
もってきてね!

宮古土地改良区の滞納解消への取り組み

農業用水を日々安定供給する上で、皆さまが納めていただいている賦課金は、施設の維持管理にかかる経費となる大切な財源です。

賦課金を定められた期限内に納めず、滞納することは宮古土地改良区の財政を圧迫し、農業用水安定供給に支障をきたすことにつながります。また納期限内に納付されている大多数の皆さまとの公平性を欠くこととなります。

このため宮古土地改良区では賦課金の公平性を欠くことがないよう、滞納解消に努めております。職員による戸別訪問や聞き取り調査などご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

納付期限内にお支払いいただけない事情がある場合は、ご相談ください。

令和5年度の賦課金通知書は令和6年1月下旬頃発送予定です。
納付期限内の完納に、ご協力をお願いいたします。

納付期限内に納め忘れのないよう

忘れてた!

口座振替をおすすめいたします

令和5年
度賦課金
お知らせ

コンビニ納付サービスが始まります

あわせてスマホアプリ納付も
可能となっております。

詳細は8頁

「窓口営業時間内に納付にいけない。」「混雑と待ち時間があり不便」などのお声があり365日24時間、納付がスピーディーなコンビニでの賦課金の納付が令和5年度から利用できます。（現金納付の方対象・手数料あり）

こんなときは必ず土地改良区へ 連絡しましょう！

自己
申告

下記の変更は自己申告です。
申し出期限は12月15日までとなっております。
お申し出により、令和5年度の賦課金額は確定されます。

土地の所有者、耕作者の変更

組合員の交替

組合員の住所変更

土地改良区の土地原簿の面積・組合員等の変更は、公共機関（法務局・市役所・農業委員会など）に農地の転用や異動の手続きをしても、土地改良区へご本人が届け出しなければ変更されません。（土地改良法43条）

農地を宅地等に変更

農地を宅地等に変更するときも申請が必要になります。

土地の所有者、耕作者の変更、または、組合員の交替及び住所変更があったときは、土地改良法第43条の規定により組合員から土地改良区に通知するよう義務付けられています。
届出用紙は土地改良区の事務所に用意されています。



ご確認を

ご確認ください！滞納賦課金は新資格者が負担

滞納賦課金のある土地の権利取得すると土地改良法により、新しい資格者に滞納賦課金の納付義務が生じます。トラブルを避けるためにも、売買に際しては、必ず土地改良区に確認をお願いします。※競売・公売等の場合も同様。

賦課金（組合費）について

近年、相続や売買により新たに組合員となった方から「なぜ土地改良区に賦課金を支払わねばならないのか」といった質問が寄せられます。

土地改良区が賦課できる根拠は「土地改良法第36条第1項：（経費の賦課）土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費に充てるため、地区内にある土地につき、組合員に対して賦課徴収することができる。」とされています。

発行：宮古土地改良区 畑水2023年号 令和5年9月発行
住所：〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里3107-243
TEL：(0980)73-1253
FAX：(0980)73-9434
E-MAIL：miyako@m-kairyoku.com
ホームページアドレス：//www.m-kairyoku.com/

農業用水

保存してお使いください

使用する給水栓の基本水量をチェック！

令和4年は雨量が平年より多かったにも関わらず、水使用量は過去最高となりました。

令和2年度から始まっている従量制（※1）を新聞や広報誌での周知につとめていますが、賦課金額が例年より高額となり驚かれた方も多かったと思います。窓口でお話していると、自分が何トン散水しているのか把握できていない組合員の方も多くいました。

農業用水は無限にあるわけではありません。また、水を散水するためには莫大な電気代がかかっていることをご理解下さい。

※1 基本水量を超えた分料金が加算される

10アールあたり260トン（年間）を基本水量としております。

10アールあたり30トン（※2）で使用すると、1年で9回の使用で基本水量を超えてしまいます。

※2 給水栓ボックスに記載されている水量【10アールあたり30トン】は干ばつ状態の必要水量です。毎週散水すると干ばつ状態とはいえません。

基本水量を超えると1トンあたり15円の超過水料金が加算されます。

まずは、ご自分の使用する給水栓の基本水量を知ることが大事です。



散水曜日は決まっていますが、毎週1回、散水するというではありません

給水栓の基本水量チェック表

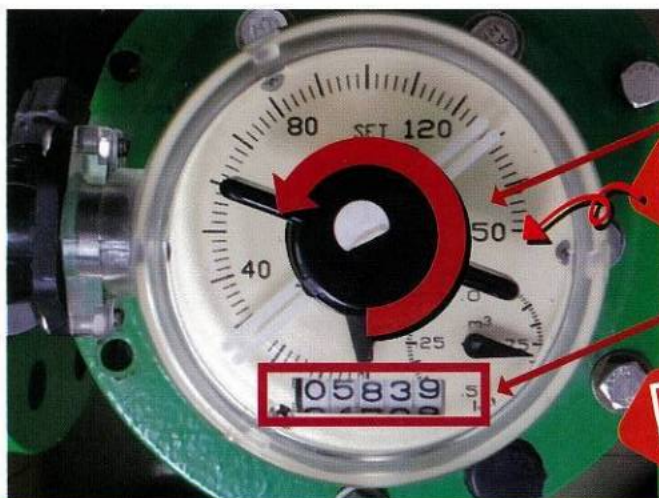
※1つの給水栓で、40アール（伊良部地区30アール）を基本設計としているため、それ以上は記載しておりません。

畑の大きさ	基本水量（年間）
40アール	1,040トン
30アール	780トン
20アール	520トン
10アール	260トン



POINT!

天気や作付け状況で散水回数や量は、その都度調整しよう。



少しだけひねると多量散水となります。今日は、何トン散水しますか。水量を確認し、セットしましょう。

セットする値はトン数です。時間ではありません。

こちらの検針値をもとに水使用量が決定します

上のチェック表での目安量を現在のメーターに加算し、確認しましょう。

前回のメーター数値が知りたい方は土地改良区へお問い合わせください。

宮古土地改良区

午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）



73-1253